

## 【フォーラム9 表現の自由】

### ■ フォーラム9での課題 P139

○ビデオ大量押収(なんと約6000巻)

内容は、浅田美鈴 ASADA Misuzu  
Internet World : Music & Law Hyogo Policyの割愛項目の

○4. 性的表現を含む情報。  
に該当しますので、割愛させていただきます。

〔報知新聞1993年9月23日付より〕  
2024.07.25(木)

### ■ 2 解題に向けて

この内容も  
刑法第七十五条の内容が論じられています。

浅田美鈴 ASADA Misuzu  
Internet World : Music & Law Hyogo Policyの割愛項目の

○4. 性的表現を含む情報。  
に該当しますので、割愛させていただきます。

2024.07.25(木)

### ■ 3 解題のための基本情報 PP140-142

(1) 憲法21条は、公権力が情報の自由な流通を妨げないことを保証する

憲法21条1項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の自由は、これを保障する。」と、規定している。

憲法21条の表現の自由は、  
→この情報伝達の自由にとどまらず、さらに情報を受け取る自由(知る権利)も保障すると解されている。  
→公権力が情報の自由な流通を妨げないことを保証している。

(2) 表現の自由保障を支える理論として、思想の自由市場の理論がある

#### コラム16 ◆ 思想の自由市場の理念

〔J・ミルトン著、上野精一他訳『言論の自由—アレパヂティカー』岩波文庫、65頁〕

〔J・S・ミル著、早坂忠訳「自由論」『世界の名著』中央公論社、第38巻232頁〕

→O・W・ホームズ判事とする

「思想の自由市場」の理論として展開された。

その後、

(a)(b)

(ア)(イ)に分類され、論じられた。

2024.07.25(木)

#### ■ 4 表現の自由の規制と司法審査

(1) 優越的地位にある表現の自由の規制に対しては、厳格な司法審査が加えられなければならない

裁判所の表現の自由に対する特別な配慮が(a)～(c)に取り上げられている。

(a) 優越的地位の理論

(優越的地位の理論ないし二重の基準の理論)。

(b) 合憲性判断基準

「合憲性判断基準(ないし違憲審査基準)」

(c) 規制手続の審査

(ア) 事前抑制・検閲の禁止

「事前抑制・検閲の禁止の法理」

判例・学説

事前抑制禁止の法理については、憲法に明文はないが、憲法21条から同法理が導かれていると解されている。

これは①～③にまとめられ、

②には判例の

「北方ジャーナル事件、最大判昭61・6・11」があげられている[1]。

参考サイト: 棄却 ✖

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=52665](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52665)

③にも判例が示されている。

「税関検査事件、最大判昭59・12・12」

参考サイト: 事件名: 輸入禁制該当通知処分等取消: 棄却 ✖

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=52690](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52690)

( i ) 税関検査

関税定率法(21条1項3号)

(前掲最大判昭59・12・12)

( ii ) 教科書検定

学校教育法21条等

[判例]

最判平5・3・16

参考サイト: 損害賠償請求事件 棄却 ✖

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=56358](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=56358)

最判平9・8・2

該当する情報がネット上にはありませんでした。

( iii ) 裁判所による事前差止め

①～③までに筆者の考えが記されていて、前掲の

「北方ジャーナル事件、最大判昭61・6・11」があげられている[1]。

参考サイト: 棄却 ✖

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=52665](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52665)

が、あげられている。

2024.07.26(金)

(イ) 手続き的保障

表現行為を抑圧するような規制手続きについて

・前述の「北方ジャーナル事件、最大判昭61・6・11」をあげ・・・口頭弁論、債務者の審尋、聴聞の必要性を最高裁が指摘している。と記され、[課題]に引用したものに対する憲法35条と憲法21条に照らし合わせた筆者の見解が述べられている。

2024.07.27(土)

(2) 表現内容の規制は、やむにやまれない理由がない限り許されない

(a)(b)(c)の3項目に分けて論じられている。

(a) 名誉毀損・プライバシー侵害

参考法条

刑法230条

第三十四章 名誉に対する罪

(名誉毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。(e-Govより)

民法709条

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。(e-Govより)

民法710条

(財産以外の損害の賠償)

第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

(e-Govより)

[判例]

最大判44・6・25

事件名: 名誉毀損

判示事項

事実を真実と誤信したことにつき相当の理由がある場合と名誉毀損罪の成否

裁判要旨

刑法二三〇条ノ二第一項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である。

参照法条

刑法230条ノ2第1項[1]

[1]引用サイト:

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=50801](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50801)

□被害者が公職者や公的人物の場合には、保護されるプライバシーの範囲が私人の場合より狭まり、むしろ表現の利益が優先されるべき(著者の考え)。

2024.07.28(日)

(b)○○○○表現

刑法175条のことが論ぜられているので、

浅田美鈴 ASADA Misuzu

Internet World : Music & Law Hyogo Policyの割愛項目の

○4. 性的表現を含む情報。

に該当しますので、割愛させていただきます。

2024.07.29(月)

(c) 選挙運動の制限

公職選挙法

(ア) 事前運動の禁止

(イ) 戸別訪問の禁止、法定外ビラ配布禁止、ポスター掲示の数・場所の制限等

(ウ) 政治団体の選挙運動期間中の政治活動がほとんど禁止

[判例]

最判昭和56・6・15

事件名: 公職選挙法違反

裁判種別: 判決

結果: 破棄差戻

判示事項

公職選挙法一三八条一項の規定と憲法二一条

裁判要旨

公職選挙法一三八条一項の規定は、憲法二一条に違反しない。

参照法条

公職選挙法138条1項, 憲法21条[1]

[1]引用サイト:

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=51848](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=51848)

日本国憲法

第二十一条集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。(e-Gov)

公職選挙法138条1項

(戸別訪問)

第百三十八条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。(e-Gov)

2024.07.30(火)

(3) 時・場所・方法の規制もまた、表現抑圧の危険が潜んでいる

(a) 美観風致の維持

〔判例1〕

最大判昭和43・12・18

事件名: 大阪市屋外広告物条例違反

結果: 棄却

裁判要旨:

昭和三十一年大阪市条例第三九号大阪市屋外広告物条例第一三条第一号、第四条第二項第一号、第三項第一号は、憲法第二一条に違反しない[1]。

[1]引用サイト:

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=50816](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50816)

〔判例2〕

最判昭62・3・3

事件名: 大分県屋外広告物条例違反

結果: 棄却

裁判要旨:

大分県屋外広告物条例で広告物の表示を禁止されている街路樹二本の各支柱に、政党の演説会開催の告知宣伝を内容とするいわゆるプラカード式ポスター各一枚を針金でくくりつけた所為につき、同条例三三条一号、四一条一項三号の各規定を適用してこれを処罰しても憲法二一条一項に違反しない[2]。

[2]引用サイト:

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=50312](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50312)

本書の筆者は、本判例について

条件をつけそのことを努力していると認められない限り、「美観の利益のみを理由に表現規制は許されない (畑、阪本 2007)」と見解を述べている。

2024.07.31(水)

(b) 他人の財産権・管理権の保護

〔判例1〕

最大判昭45・6・17

事件名: 軽犯罪法違反等

結果: 棄却

裁判要旨:

軽犯罪法一条三三号前段は、憲法二一条一項に違反しない[1]。

[1]引用サイト:

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=50836](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50836)

軽犯罪法一条三十三前段〔みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、〕若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者(e-Gov)

〔判例2〕

最判昭59・12・18

事件名: 鉄道営業法違反、建造物侵入

結果: 棄却

参照法条: 鉄道営業法35条, 刑法130条, 憲法21条1項

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=51861](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=51861)

鉄道営業法35条

第三十五条鉄道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ  
対シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲ為シタル者ハ科料  
ニ処ス(e-Gov)

刑法130条

第十二章 住居を侵す罪

(住居侵入等)

第一百三十条正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船  
に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の  
懲役又は十万円以下の罰金に処する。(e-Gov)

第二十一条集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。(e-Gov)

これらに対しての筆者の解釈が10行に亘り述べられている。

表現を強制されない自由等

2024.08.01(木)

(c) 道路交通上の危険防止

〔法条〕

交通法規: 道路交通法77条1項等

次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について、当該行為に  
かかる場所を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という)の許可を受けなければならない。

道路において、工事もしくは作業をしようとする者。

または、当該工事もしくは作業の請負人。

道路に、石碑、銅像、広告板、アーチ、その他これらに類する工作物を設けようとする者。

場所を移動しないで、道路に露店、屋台店、その他これらに類する店を出そうとする者。

・道路において祭礼行事を行ったり、はロケーションをしたりするなど、一般交通に著しい影響を  
およぼすような通行の形態もしくは方法により道路を使用する行為

・道路に人が集まり一般交通に著しい影響をおよぼすような行為

のいずれかに該当し、公安委員会が、その土地の道路または交通の状況により、道路における  
危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者。

当該行為にかかる場所が、同一の公安委員会の管理に属する(つまり、同一の都道府県に属す  
る、ということになります。)2以上(の警察署長の管轄にわたるとき(つまり、同一の都道府県内  
の、複数の警察署の所轄の範囲にわたる場合、ということになります。))は、そのいずれかの所  
轄警察署長の許可を受けなければならない[1]。

[1]引用サイト: さくら法律事務所

<https://xn--2rqz1i829akba413qq0aw4n4of.com/%E9%81%93%E8%B7%AF%E4%BA%A4%E9%80%9A%E6%B3%95%EF%BC%97%EF%BC%97%E6%9D%A1%EF%BC%88%E9%81%93%E8%B7%AF%E4%BD%BF%E7%94%A8%E8%A8%B1%E5%8F%AF%EF%BC%89.html>

〔判例1〕

最判昭35・3・3

事件名: 道路交通取締法行違反

結果: 棄却

裁判要旨

道路において演説をなし人寄をする場合を許可制とした道路交通取締法第二十六条第一項第四号、第二十九条第一号、同法施行令第六十九条第一項および昭和二九年北海道公安委員会規則第一二号道路交通取締法施行細則第二十六条第八号の各規程は、憲法第二条に違反しない[2]。  
[2]引用サイト: [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=51651](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=51651)

道路交通取締法は昭和35年に廃止になっている[3]。  
[3]<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h16/hakusho/h16/html/F2202010.html>

これらに対しての筆者の見解は

- ・過去の事故の事例に対しての具体的な立証が必要。
- ・街頭演説などの道路上の一律規制について

2024.08.02(金)

#### ◆ コラム17

反原発ビラ張りで逮捕

(警察・検察の威圧を認める)

この判例は検索をかけたけど、  
情報が全く無かった。

愛媛県伊方町の四国電力伊方原発2号機の出力調整試験に反対するステッカーを歩道橋などに張り、軽犯罪法と県屋外広告物条例違反に問われた主婦(45)に対し、松山簡易裁判所の篠崎彰也裁判官は14日「違法行為である」とした上で、「電柱などには種々雑多な広告類が張られているのに、被告人の行為だけが特に検挙の対象とされたという事情が認められる」と、警察・検察による反原発運動への威圧の意図を暗に認め、罰金四千元、執行猶予一年(求刑・罰金二万円)の判決を言い渡した。  
〔朝日新聞1991年10月15日付より〕

2024.08.03(土)

(d) 集会・デモ行進とパブリック・フォーラム

〔判例〕

最大判昭29・11・24

事件名: 昭和二四年新潟県条令第四号違反

結果: 棄却

参考法条

憲法21条, 憲法28条, 憲法12条, 憲法第12条, 憲法第21条, 憲法第28条, 憲法第98条, 憲法92条, 憲法94条, 昭和24年新潟県条例第4号, 昭和24年新潟県条例施行手続, 刑訴法335条, 地方自治法14条, 地方自治法2条2項, 地方自治法2条3項1号

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=56788](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=56788)

[刑訴法335条]

第三百三十五条有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。

②法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければならない。

[地方自治法2条2項]

② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

[地方自治法2条3項1号]1号はなかった。

③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。(e-Gov)

[地方自治法14条]

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。(法令リード)

2024.08.04(日)

(4) 知る権利の主張には、さまざまなヴァリエーションがある

(a) 知る権利

(b) 取材の自由

(ア)取材の自由の直接制限

[判例1]

北海タイムズ事件

最大判昭33・2・17

事件名: 法廷等秩序維持に関する法律による制裁事件についてなした抗告棄却決定に対する特別抗告

裁判種別: 決定

結果: 棄却

裁判要旨:

一 新聞が真実を報道することは、憲法第二条の認める表現の自由に属し、またそのための取材活動も認められなければならないことはいうまでもないが、その自由も無制限であるということとはできず、たとえ公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であつても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し、被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するが如きものはもとより許されないところである。

二 刑訴規則第二一五条は憲法第二条に違反しない。

参照法条

法定等の秩序維持に関する法律2条1項, 憲法21条, 刑訴規則215条

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=50432](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50432)

[法定等の秩序維持に関する法律2条1項]

二条裁判所又は裁判官(以下「裁判所」という。)が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執つた措置に従わず、又は暴言、暴行、けゝん、騒その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者は、二十日以下の監置若しくは三万円以下の過料に処し、又はこれを併科する。(e-Gov)

[刑訴規則215条] ?

[判例2]

法定メモ訴訟

最大判平元・3・8

事件名:メモ採取不許可国家賠償請求事件

裁判種別:判決

結果:棄却

参照法条

憲法14条1項, 憲法21条1項, 憲法82条1項, 裁判所法71条, 刑訴法288条2項, 国家賠償法1条1項

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=52213](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52213)

[裁判所法71条]

第七十一条(法廷の秩序維持)法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

②裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

[刑訴法288条2項]

第二百八十八条被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

②裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。(e-Gov)

[判例3]

最判昭53・5・31

事件名:国家公務員法違反

裁判種別:決定

結果:棄却

裁判要旨:キーワード「そそのかし」

参照法条

国公法100条1項, 国公法109条12号, 国公法111条, 裁判所法3条1項, 憲法73条2号, 憲法73条3号, 刑法35条

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=51114](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=51114)

[国家公務員法109条12号]

第四章 罰則

第百九条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

国家公務員法109条12号

十二第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

[国家公務員法100条1項]

(秘密を守る義務)

第百条職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

[国家公務員法111条]

第百十一条第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほうへ助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

[裁判所法3条1項]

第三条(裁判所の権限)裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

[刑法35条]

(正当行為)

第三十五条法令又は正当な業務による行為は、罰しない。(e-Gov)

2024.08.05(月)

(イ) 将来の取材の自由の制限

[有力学説]

取材の自由には取材源秘匿権が含まれる。

[判例1]

石井記者事件

最大判昭27・8・6

事件名: 刑事訴訟法第一六一条違反

裁判種別: 判決

結果: 棄却

参照法条

刑訴法146条, 刑訴法147条, 刑訴法226条, 憲法21条, 憲法38条1項, 国家公務員法100条1項, 国家公務員法100条2項 [1]

[1]引用サイト:

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=53388](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=53388)

[刑訴法146条]

第百四十六条何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

[刑訴法147条]

第百四十七条何人も、左に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人

三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

[刑訴法226条]

第二百二十六条犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三条第一項の規定による取調に対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。(e-Gov)

[国家公務員法100条1項, 国家公務員法100条2項]

(職務に専念する義務)

第百一条職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

②前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官庁が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。(e-Gov)

〔判例2〕

博多駅事件

最大決昭和27・8・6

事件名:取材フィルム提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告

裁判種別:決定

結果:棄却

参照法条

憲法21条, 刑訴法99条, 刑訴法262条, 刑訴法265条

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=50977](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50977)

[刑訴法99条]

第九十九条裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

②差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足る状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

③裁判所は、差し押さえるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

[刑訴法262条]

第二百六十二条刑法第九十三条から第九十六条まで又は破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四十五条若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四十七号)第四十二条若しくは第四十三条の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分には不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

②前項の請求は、第二百六十条の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした検察官に差し出してこれをしなければならない。

[刑訴法265条]

第二百六十五条第二百六十二条第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしてなければならない。

②裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。(e-Gov)

〔判例3〕

日本テレビ事件

最決平成元・1・30

事件名:贈賄被疑事件について地方裁判所がした準抗告棄却決定に対する特別抗告

裁判種別:決定

結果:棄却

判示事項:報道機関の取材ビデオテープに対する捜査機関の差押処分が憲法二一条に違反しないとされた事例

参照法条

憲法21条, 憲法35条, 刑訴法218条1項, 刑訴法218条3項

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=50382](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50382)

[刑訴法218条1項]

第二百十八条検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

[刑訴法218条3項]

③身体拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、第一項の令状によることを要しない。(e-Gov)

[判例4]

TBS事件

最決平2・7・9

事件名：Aに対する暴力行為処罰に関する法律違反、傷害被疑事件について地方裁判所がした準抗告棄却決定に対する特別抗告

裁判種別：決定

結果：棄却

判示事項：報道機関の取材ビデオテープに対する捜査機関の差押処分が憲法二一条に違反しないとされた事例

参照法条

憲法21条、憲法35条、刑訴法218条1項、刑訴法218条3項

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=50393](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50393)

\* [判例3]see

2024.08.06(火)

(C) 情報開示請求権

情報公開法

平成十一年法律第四十二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000042>

\* 非常に具体的で情報開示の手続き上の事が規定されている。

(d) マス・メディアに対するアクセス権

学説 否定的なものが多い。

[判例1]

サンケイ新聞事件

最判昭62・4・24

事件名：反論文掲載

裁判種別：判決

結果：棄却

参照法条

憲法21条、民法1条、民法709条、民法710条、民法723条、刑法230条ノ2

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=55168](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=55168)

[民法1条]

第一章 通則

(基本原則)

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

[民法709条]

#### 第五章 不法行為

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

[民法710条]

(財産以外の損害の賠償)

第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

[民法723条]

(名誉毀損における原状回復)

第七百二十三条 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

[刑法230条]

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

[刑法230条ノ2]

(公共の利害に関する場合の特例)

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。(e-Gov)

## ■ 5 今後の課題

(1) 放送に対する特別の規制は許されるか

[放送法3条の2] 公平原則

\*この法律はなかった。

[放送法3条]

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。(e-Gov)

(2) 政府の表現活動に対して、憲法はどう対応すべきか

政党助成法案が衆議院を通過

(平成5年11月)

平成六年法律第五号

政党助成法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/406AC00000000005>

2024.08.07(水)

畑 博行 阪本昌成『憲法フォーラム』有信堂高文社, 2007, PP 139-159

〔スプレッドシート: 憲法21条に関する判例集: 浅田美鈴作成 作成日: 2024.08.08.(木)〕

[https://docs.google.com/spreadsheets/d/1dlcS6pAg2NNQN\\_mOG7NGGkNvbQCkyz7FNjQe\\_eZJscA/edit?usp=drivesdk](https://docs.google.com/spreadsheets/d/1dlcS6pAg2NNQN_mOG7NGGkNvbQCkyz7FNjQe_eZJscA/edit?usp=drivesdk)